

オフロード車の排出ガス規制のお知らせ

平成18年6月
国土交通省

■ 平成18年10月1日からオフロード車の排出ガス規制（使用規制）が始まります。

○オフロード車の排出ガス規制は、平成17年5月に制定されたオフロード法（正式には、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」といいます。）に基づいて実施されます。法規制の開始日は、別途、政令で定められており、オフロード車の使用者に対する法規制は平成18年10月1日からとなります。

○オフロード車とは、フォークリフト、ブルドーザー、トラクターなどの特殊自動車のうち、公道を走行しないことから道路運送車両法の規制を受けない自動車を指します（ナンバープレートの付いていない特殊自動車のことです）。 →別紙1

■ 規制対象となるオフロード車は、平成18年10月1日以降に製造されたもので、ガソリン、液化石油ガスまたは軽油を燃料とするものです（一部、法規制適用の猶予期間が与えられているものがあります）。

○現在ご使用のものを含む平成18年10月1日より前に製造されたオフロード車については、規制の対象から除外されており、将来、中古車として転売するような場合であっても、この規制を受けることはありません。 → 別紙2

○オフロード車の種別によっては、1年ないし4年程度の法規制適用の猶予期間が与えられているものがあります。 → 別紙3

■ 規制対象となるオフロード車の使用者は、「基準適合表示」等が付されたオフロード車を使用することが義務となります。（これらの表示がなくても、別途、国の検査に合格すれば、その使用が認められることもあります。）

○規制対象となるオフロード車については、排出ガスに関する技術基準を満たすことが必要となり、この技術基準に適合している場合は、メーカーがそのオフロード車に「基準適合表示」または「少数特例表示」を付けることになっています。

○規制対象となるオフロード車の使用者は、「基準適合表示」等が付されたオフロード車を使用する義務の他は、特にその状況を国に報告するような義務はありません。ただし、国が必要に応じて実施する、①報告徴収、②立入検査、③オフロード車の使用に関する指針（国が別途策定、公表します。）に従った指導・助言、④オフロード車の整備を求める技術基準適合命令に応じていただく義務があります。 → 別紙4

○この規制は、環境省及び業所管官庁が実施することになっており、国土交通省が所管する建設業、製造業等の業種に属する事業者については、環境省及び国土交通省が担当します。

特殊自動車の種類(例)

別紙1

産業用



フォークリフト

建設用



バックホウ
(ホイール型)



D65PX-12

ブルドーザ



クローラクレーン



PC200-7

バックホウ
(クローラ型)



トラクタショベル
(ホイール型)



D31Q-20

トラクタショベル
(クローラ型)



ホイールクレーン
(ラフテレーンクレーン)

農業用



刈り取り脱穀作業用自動車
(通称・コンバイン)



農耕用トラクタ

注1)公道を走行するものは規制済み

注2)農業用には、自動車に該当しないものもあり

オフロード車の定義について

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）において、特定特殊自動車（オフロード車）は、下記のように定義されています。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同条第5項に規定する運行の用に供するものを除く。）であつて、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- 二 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第2条に規定する建設機械に該当する自動車（前号に掲げるものを除く。）その他の構造が特殊な自動車であつて政令で定めるもの

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（抜粋）

（特定特殊自動車から除かれるもの）

第1条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車以外の自動車

道路運送車両法（抜粋）

（定義）

第2条 （略）

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 （略）

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

（自動車の種別）

第3条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

道路運送車両法施行規則（抜粋）

（自動車の種別）

第2条 法第三条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第一に定めるところによる。

別表第一 (第二条関係)

自動車 の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
大型特 殊自動 車	<p>一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの</p> <p>イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</p> <p>二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p>			
小型特 殊自動 車	<p>一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度十五キロメートル毎時以下のもの</p>	四・七〇 メートル 以下	一・七〇 メートル 以下	二・八〇 メートル 以下
	<p>二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの</p>			

オフロード車の規制開始時期（予定）

オフロード車は、種別（燃料別、エンジン出力別、新規生産車と継続生産車の別）に応じて、法規制適用の開始時期が異なります。

種別		H18	H19	H20	H21	H22	H23
軽油							
19kW以上 37kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了					
	新規生産車		H19.10規制開始				
37kW以上 56kW未満	継続生産車	H21.8猶予期間終了					
	新規生産車		H20.10規制開始				
56kW以上 75kW未満	継続生産車	H22.8猶予期間終了					
	新規生産車		H20.10規制開始				
75kW以上 130kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了					
	新規生産車		H19.10規制開始				
130kW以上 560kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了					
	新規生産車		H18.10規制開始				
ガソリン・LPG							
19kW以上 560kW未満	継続生産車	H20.8猶予期間終了					
	新規生産車		H19.10規制開始				

オフロード車の使用者に課せられた義務等

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）に規定される特定特殊自動車（オフロード車）の使用者に対する規制は、次のとおりです。

■特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（事業者及び使用者の責務）

第4条 （略）

2 特定特殊自動車を使用する者は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国が実施する特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

（特定特殊自動車の表示）

第12条 届出事業者は、型式届出特定特殊自動車について、前条第2項の規定による義務を履行したときは、当該型式届出特定特殊自動車に主務省令で定める表示（以下「基準適合表示」という。）を付することができる。

2 特定特殊自動車製作等事業者は、その製作等に係る特定特殊自動車について、前条第2項の規定による義務と同等なものとして主務省令で定める道路運送車両法に基づく命令の規定による履行したときは、基準適合表示を付することができる。

3 特定特殊自動車製作等事業者は、特定特殊自動車排出ガスの排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以下の同一の型式に属する特定特殊自動車（以下「少数生産車」という。）の製作等をした場合であって、主務省令で定める基準に適合するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の承認を受けたときは、当該少数生産者に主務省令で定める表示（以下「少数特例表示」という。）を付することができる。

4 何人も、前3項の規定により表示を付する場合を除くほか、特定特殊自動車に基準適合表示若しくは少数特例表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

（使用の制限）

第17条 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、主務省令に定めるところにより、その使用の開始前に、主務大臣の検査を受け、その特定特殊自動車特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することの確認を受けたときは、この限りでない。

2 （略）

（技術基準適合命令）

第18条 主務大臣は、特定特殊自動車技術基準（特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準（第12条第3項の規定による承認を受けた少数生産車にあつては、同項の基準）をいう。以下同じ。）に適合しない状態になったと認めるときは、当該特定特殊自動車の使用者に対し、期間を定めて技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。

（指針）

第28条 主務大臣は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、特定特殊自動車の燃料の種類その他の事項について必要な指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、特定特殊自動車を業として使用する者に対し、前項の指針に即して特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

（報告徴収及び立入検査）

第29条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、（中略）又は特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、（中略）若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。